

令和元年 第25回 福岡市選挙管理委員会

12月20日(金) 午前10時30分

議 題

1 報告事項

- ① 筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載者数について
- ② 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について
- ③ 指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和2年1月7日(火) 午前10時30分
- ・令和2年1月23日(木) 午前10時30分
- ・令和2年2月5日(水) 午前9時30分

報告事項 1

筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載者数について

令和元年12月5日に確定した筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載者数は次のとおりである。この名簿は、平成30年9月1日現在で住所、漁業従事日数等の要件を調査し、同年12月5日に確定したものを令和元年10月20日から11月3日まで縦覧に供したものである（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）が平成30年12月14日に公布されたことに伴い、同日以後は、選挙人名簿の調製を行わないこととなっている。選挙人名簿は、委員の在任期間（令和3年3月31日まで）中は据置くこととなっており、異議申立に基づく修正及び死亡による修正を委員の在任期間中は行う必要がある。）。

単位：人

投票区名	令和元年12月5日現在				H30.12.5 現在	R元-H30 増減
	男	女	法人	計		
志賀第一	48	0	0	48	48	0
志賀第二	23	7	0	30	30	0
和 白	12	0	0	12	13	△ 1
箱 崎	9	0	0	9	10	△ 1
(東区計)	92	7	0	99	101	△ 2
博 多 区	1	0	0	1	1	0
中 央 区	30	18	0	48	48	0
南 区	2	0	0	2	2	0
早 良 区	5	0	1	6	6	0
姪 浜	54	27	0	81	83	△ 2
能 古	18	0	0	18	18	0
今 津	4	0	0	4	4	0
宮 浦	85	48	0	133	133	0
玄 界 島	99	79	0	178	179	△ 1
西 浦	56	45	0	101	102	△ 1
(西区計)	316	199	0	515	519	△ 4
(福岡市計)	446	224	1	671	677	△ 6

30 水管第 2064 号

平成 30 年 12 月 14 日

総務省自治行政局選挙部選挙課長 殿

水産庁資源管理部漁業調整課長

漁業法等の一部を改正する等の法律の公布に伴う海区漁業調整委員会の委員の選挙の取扱いについて

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）が本日公布されたことに伴い、同日以後、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「現行法」という。）の規定に基づく海区漁業調整委員会の委員の選挙（以下「選挙」という。）の取扱いが変更されます。

つきましては、下記事項について都道府県及び市町村の選挙管理委員会に周知いただくとともに、海区漁業調整委員会に関する業務の円滑な実施について、引き続き御協力のほどお願いいたします。

記

1 改正法の内容

改正法により、海区漁業調整委員会の漁業者委員（漁業者又は漁業従事者の代表たる委員）の選任方法を見直し、従来の選挙により選任する制度を廃止し、都道府県知事の任命により選任することとされたところです。

このため、改正後の漁業法においては、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）を準用する規定や、選挙管理委員会に係る事務に関する規定がありません。

2 施行期日及び経過措置

改正法の施行日は、公布日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりますが（改正法附則第 1 条）、その経過措置として、

- ① 公布日以後は、選挙は行わない（改正法附則第 14 条第 1 項）
- ② 公布日以後は、海区漁業調整委員会の選挙人名簿を調製しない（改正法附則第 14 条第 2 項）

- ③ 委員の任期は、平成 33 年 3 月 31 日まで延長する（改正法附則第 15 条第 1 項）
- ④ 改正法の施行の際、現に在任する委員については、なお従前の例により在任する（改正法附則第 15 条第 2 項）

こととされており、①から③までの規定は公布の日から施行されます。

したがって、公布日以後は、委員に欠員を生じた場合の選挙に関する事務、毎年の選挙人名簿の調製に関する事務を行う必要はありません。

3 残存事務

選挙管理委員会の管理の下に実施された選挙により選出された委員の在任期間中は、これらの事務以外の、当該委員に対する解職請求に関する事務、解職請求のために必要となる海区漁業調整委員会の選挙人名簿についての据置き、縦覧に係る告示、縦覧期間内の異議申立てに基づく修正等に関する各種の事務等については、引き続き、選挙管理委員会で行う必要があります。

特に、選挙人名簿については、現行法第 89 条第 3 項から第 9 項までは適用され、選挙人名簿の据置義務が残る委員の任期満了までは、これらの規定に基づく事務を行う必要があります。

なお、現行法第 89 条第 2 項については「前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遺漏があるとき」と同条第 1 項の申請に係る規定であることから、当該規定に基づく選挙人名簿の調製は行いません。例えば、年齢が 18 歳に到達して選挙資格を得た場合でも、職権による選挙人名簿の調製は行いません。しかし、現行法第 94 条で準用する公職選挙法第 24 条第 1 項の異議の申出があった場合には、当該申出の手続きに基づいて選挙人名簿の修正が行われることとなります。

また、漁業者委員に欠員が生じた場合には、改正法附則第 15 条第 3 項に基づき都道府県知事が委員を選任することになります。

4 新たな制度への円滑な移行の協力について

改正後の漁業法においては、海区漁業調整委員会に関し選挙管理委員会が担う選挙事務はありませんが、新たな制度へと完全に移行するまでの間は、3 のとおり選挙管理委員会に必要な事務を行っていただくことになることから、制度の円滑な移行に向け、引き続き、御協力のほどよろしくお願いいたします。

【参考】

1 海区漁業調整委員会

(1) 主な所掌事項（漁業法（昭和24年法律第267号。以下「現行法」という。）第83条）

海区漁業調整委員会は、海区内における漁業に関する事項を処理する都道府県の行政委員会（地方自治法第180条の5第2項）であり、主な事務は次のとおりである。

- ・ 漁業計画の策定や漁業権の免許について、都道府県知事に意見を述べ、実質的に決定すること。
- ・ 入漁権や漁業施設の使用権に係る裁定を行うこと。

(2) 委員の構成（現行法第85条）

- ・ 選挙による委員9人（農林水産大臣の指定する海区では、6人）
- ・ 都道府県知事の選任による委員6人（農林水産大臣の指定する海区では、4人）
うち、学識経験委員 4人（農林水産大臣の指定する海区では、3人）
公益代表委員 2人（農林水産大臣の指定する海区では、1人）

※ 筑前海区は、「農林水産大臣の指定する海区」であるため、委員の構成は上記の（ ）書きのとおりである。

(3) 委員の任期（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。）附則第15条第1項・第2項）

委員の任期は、令和3年3月31日まで延長する（現在の委員の任期は、令和2年8月14日までであった。）。改正法の施行の際、現に在任する委員については、なお従前の例により在任する。

2 海区漁業調整委員会が設置される海区（現行法第84条）

農林水産大臣が定めて公示することとされている。福岡県関係は、次のとおり。

- ・ 福岡県豊前海区 大分県と福岡県との境から北九州市門司区門司崎灯台に至る地先海面
- ・ 福岡県有明海区 柳川市と佐賀県との境から福岡県と熊本県との境に至る地先海面（有明海）
- ・ 筑前海区 北九州市門司区門司崎灯台から福岡県と佐賀県との境に至る地先海面

3 筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を調製する市町村（筑前海区に沿う等の市町村）

北九州市門司区・小倉北区・若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区、
遠賀郡芦屋町、岡垣町、宗像市、福津市、古賀市、糟屋郡新宮町、
福岡市東区・博多区・中央区・南区・早良区・西区、糸島市

(関係法令)

○ 改正法による改正前の漁業法

(設置)

第 84 条 海区漁業調整委員会は、海面（…(略)…）につき農林水産大臣が定める海区に置く。

2 農林水産大臣は、前項の規定により…(略)…海区を定めたときは、これを公示する。

○漁業法第 84 条第 1 項の海区（昭和 25 年 5 月 13 日農林省告示第 129 号）

漁業法（…(略)…）第 84 条第 1 項の規定により、海区を次のように定める。

〈福岡県関係〉

海区の名称	海	区
福岡県豊前	大分県と福岡県との境から北九州市門司区門司崎灯台に至る地先海面	
筑前	北九州市門司区門司崎灯台から福岡県と佐賀県との境に至る地先海面	
福岡県有明	柳川市と佐賀県との境から福岡県と熊本県との境に至る地先海面（有明海）	

(構成)

第 85 条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 (略)

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 次条の規定により選挙権を有する者が同条の規定により被選挙権を有する者につき選挙した者 9 人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、6 人）

二 学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者 4 人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、3 人）及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者 2 人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、1 人）

○漁業法第 85 条第 3 項第 1 号の主務大臣が指定する海区（昭和 38 年 9 月 6 日農林省告示第 1172 号）

漁業法（…(略)…）第 85 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、同号の主務大臣が指定する海区を次のように指定する。

〈福岡県関係〉

福岡県豊前，筑前，福岡県有明

(選挙権及び被選挙権)

第 86 条 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由によつて農林水産大臣が指定したものを含む。）の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するものは、海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

2 (以下、略)

○漁業法第 86 条第 1 項の主務大臣の指定する市町村（昭和 31 年 7 月 17 日農林省告示第 427 号，改正 平成 19 年 6 月 15 日農林水産省告示第 798 号）

漁業法（…(略)…）第 86 条第 1 項の規定に基づき，同項の主務大臣の指定する市町村を次のように指定…(略)…する。

〈福岡県関係〉

福岡市南区 久留米市 大川市

(選挙人名簿)

第 89 条

3 選挙人の年齢は，選挙人名簿確定の期日で算定する。

4 (略)

5 市町村の選挙管理委員会は，毎年 10 月 20 日から 11 月 3 日までの間，市役所，町村役場又は当該選挙管理委員会が指定した場所において，選挙人名簿を選挙人の縦覧に供しなければならない。この場合において，当該選挙管理委員会は，縦覧開始の日前 3 日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

6 選挙人名簿は，12 月 5 日をもつて確定する。

7 選挙人名簿は，次年の 12 月 4 日まで据えおかななければならない。ただし，市町村の選挙管理委員会は，選挙人名簿に登載されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし，選挙人名簿に登載されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。

8 市町村の選挙管理委員会は，選挙人名簿に登載されている者が当該市町村の選挙人名簿に登載される資格を有せず，又は有しなくなつたことを知つた場合には，前項ただし書の規定に該当する場合を除くほか，直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

9 市町村の選挙管理委員会は，当該市町村と同一の海区に沿う他の市町村の選挙人名簿に登載されている者を当該市町村の選挙人名簿に登載したときは，直ちにその旨を関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第 137 条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては区及び総合区に適用する。

報告事項 2

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和4年（2022年）6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 1人（全交付数 88人） |
| (2) 後援団体用 | 1団体（全交付数 85団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 1人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 1団体） |

指定都市選挙管理委員会連合会

委員長会議

令和元年12月17日(火)

全国町村会館 2階ホール

指定都市選挙管理委員会連合会
委 員 長 会 議

次 第

— 開 会 —

会長あいさつ

1 報告事項

- (1) 公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望の検討状況について
- (2) その他

2 議題

- (1) 連合会役員の交代承認方法の変更について
- (2) 令和2年度役員候補市の推薦について
- (3) その他

3 講演

演 題 「最近の選挙制度をめぐる諸情勢について」
講 師 総務省自治行政局 選挙部選挙課 理事官
藤 井 延 之 氏

4 その他

— 閉 会 —

委員長会議日程

会 場 全国町村会館 2階ホール
東京都千代田区永田町 1-11-35
☎03-3581-0471

時 間	会 議 等
14:00 ~ 14:30	会 議
14:45 ~ 16:15	講 演 「最近の選挙制度をめぐる 諸情勢について」 講 師 総務省自治行政局 選挙部選挙課 理事官 藤 井 延 之 氏

令和2年度 法改正要望スケジュール

年度		会 議	開催市	内 容	担当市	
元年度	春	事務局長会議 4月18日	福岡市	平成31年度法改正要望実施説明(承認) 通常会議議案確認	福岡市	
		通常会議 5月28日～29日	京都市	平成31年度法改正要望実施説明(承認) 要望行動に向けた検討開始の承認	京都市	
				要望項目各市照会	札幌市	
	夏			要望項目各市回答 (継続、修正、削除、新規提案)	各市	
		主管課長・係長研究会議 9月4日～5日	札幌市	要望項目を3ブロックに振り分け	札幌市	
		ブロック別検討会議	各ブロッ ク幹事市	ブロック別検討 (割り当ての要望項目の要望文の整理、新 規項目の検討)	各市	
				ブロック案作成(必要があれば開催)	ブロック幹事市	
	秋	主管課長・係長研究会議 11月7日～8日	川崎市	課長会議取りまとめ	川崎市	
		事務局長会議 11月20日	千葉市	課長会議報告・事務局案取りまと め・決定	千葉市	
	冬	委員長会議 12月17日	横浜市 (東京)	事務局長会議及び検討状況の報告、 要望項目の確定	事務局	
		役員会議 1月16日	浜松市	事務局案説明・要望書文案確定	事務局	
	2年度	春	事務局長会議 4月16日	仙台市	要望文案説明・確認	事務局
			通常会議 5月26日～27日	福岡市	要望文案説明・承認	事務局
		夏 ～ 秋			要望書作成	岡山市・川崎市 (事務局)
				要望日程調整・諸準備	岡山市・川崎市 (事務局)	
				総務省事前説明	岡山市・川崎市 (事務局)	
				要望行動	岡山市・札幌市 川崎市・横浜市	

公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望事項(案)

A 要望

〔各市共通の重要な問題で緊急な法改正が必要として、国会議員等へ要望するもの〕

- 1 執行経費の基準改正
- 2 衆議院小選挙区における分割市（指定都市にあっては分割区。以下同じ。）の解消
- 3 障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正
- 4 地方公共団体の議会の議員の便乗による再選挙及び補欠選挙を行うべき事由が生ずる場合並びに「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律」による統一選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について当該選挙を統一選挙として行うこととする事由が生ずる場合の法定期限の変更

B 要望

〔永年の実務経験と現下の社会状況等に鑑み切実な問題として、総務省等へ法令等の改正を含め、改善を要望するもの〕

- 1 選挙人名簿登録通知の制度化
- 2 選挙人名簿の定時登録後の閲覧申出及び異議申出期間等の変更
- 3 投票管理者、開票管理者及び選挙長並びに同職務代理者の告示に係る住所の記載の変更
- 4 災害等による選挙の当日における投票所の変更【新規】
- 5 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者の郵便等投票証明書の交付申請における添付書類の要件緩和
- 6 在外選挙人が海外において郵便等による投票を行う場合の、投票用紙の請求先の追加
- 7 在外選挙人名簿登録申請書の署名の複数記載
- 8 投票者数の男女別集計の廃止
- 9 未使用の投票用紙等の保存期間の見直し
- 10 施設等の管理権に基づく選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターの撤去規定の明文化
- 11 候補者の被選挙権に関する通知の制度化
- 12 選挙公報の掲載申請期間の短縮
- 13 選挙公報の配布義務の緩和
- 14 選挙運動に関する支出制限額の算出根拠となる基準日の変更

- 15 衆議院議員総選挙の準備経費に対する国の負担の明文化
- 16 最高裁判所裁判官国民審査の点字投票の改善
- 17 最高裁判所裁判官国民審査の投票所外の氏名掲示の廃止
- 18 直接請求に係る署名審査期間の延長
- 19 議会の解散投票並びに議員及び長の解職投票における期日前投票及び不在者投票期間の短縮
- 20 議会の解散投票、議員及び長の解職投票並びに大都市地域における特別区設置投票における選挙人名簿登録の移替えの延期
- 21 議会の解散投票、議員及び長の解職投票並びに大都市地域における特別区設置住民投票における記号式投票の期日前投票及び不在者投票への適用拡大
- 22 投開票事務従事者の会計年度任用職員への任用方法の特例的な取扱い【新規】